

鎌倉市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和6年(2024年)3月19日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 大石 和久



1 監査の種類

定期監査（財務監査）

2 監査の対象

(1) Aグループ

共生共創部、総務部、こどもみらい部、まちづくり計画部及び公平委員会事務局

(2) Bグループ

市民防災部、健康福祉部及び都市景観部

3 監査の結果

おおむね良好に執行されているものと認められた。

引き続き、事務決裁規程、財務事務方針及び各種マニュアル類に照らし、今回注意に該当した案件の原因を究明し、部内で共有することを通じて、今後の事務執行に活かされることを求める。

主な分類別の注意の件数は以下のとおりであった。

(1) 起案文の作成に伴う内容説明が不十分、添付書類に不備など	104 件
(2) 起案の決裁後処理に係る添付漏れや手続きの不備など	167 件
(3) 契約書類の不備（文言、訂正の方法、仕様書添付や記載ミスなど）	46 件
(4) 契約後の提出書類の不受理や不備など	51 件
(5) 支出命令や精算処理に伴う提出書類の不備や不受理など	12 件
(6) その他案件、出張申請の誤り、実査の指摘など	13 件

4 監査委員の意見

今回の定期監査では、手引きやガイドラインなどで定められた、いわゆる内部ルールが守られていないケースが多く見受けられた。その中には、ルールを定めた部署において守られていないものもあり、特に個人情報や情報セキュリティについては十分な対策が求められることから、担当部署はルールを定めるだけでなく、自らが率先してそれを実行することにより、全庁的なルールの周知及び遵守に努められたい。

また、既存のルールが実状に合っているのかという疑問は、常に持つべきである。必要であればルールを変えることにより、リスクを増加させることなく業務の効率化や新たな取組に注力することができるかもしれない。技術が発展し状況が目まぐるしく変化する世の中においては、ルールを守ることが正しいという考えに留まらず、そのルールの意味や必要性を認識しながら業務にあたってほしい。

5 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和 5 年（2023 年）4 月 3 日から令和 6 年（2024 年）3 月 12 日まで

(3) 監査を実施した委員

八木 隆太郎

岡田 和則（令和 5 年（2023 年）6 月 6 日まで）

大石 和久（令和 5 年（2023 年）6 月 7 日から）

(4) 監査の調査範囲

令和 4 年度の財務に関する事務

(5) 監査の主な着眼点

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(6) 監査の実施内容

監査に当たっては、監査等資料を基に関係書類の提出を受け、関係者からの説明を聴取するとともに、関係書類の調査を実施し、必要に応じ現地調査を行った。